

令和元年度の地域医療構想の推進に関する取組について

1 各構想区域の地域医療構想推進委員会について

昨年度に引き続き、各構想区域において、以下の取組を始めとした協議を進めることとする。

(1) 協議内容

ア 具体的対応方針（役割等）について

個別の医療機関ごとの具体的対応方針について、協議を行う。

イ 民間病院等の事業計画について

開設者の変更を含め構想区域において担うべき役割や機能を大きく変更する民間病院等については、公的医療機関等 2025 プランに準じた事業計画を提示した上で、協議を行い合意を得る。

ウ 非稼働病棟を有する医療機関への対応について

各構想区域ごとに決定した方針に基づいて、非稼働病棟を有する医療機関への対応に取り組む。

(2) 開催回数

原則、年 4 回

2 県単位の地域医療構想推進委員会の設置について

(1) 位置付け及び協議内容

愛知県地域医療構想推進委員会では、各構想区域の地域医療構想推進委員会の運用に関することや、抱える課題の解決に関すること等について協議を行い、各構想区域の推進委員会の議論が円滑に進むよう支援を行う。協議内容は、国通知を踏まえ、愛知県地域医療構想推進委員会では、情報共有を中心とする事項を協議する。

(2) 開催回数

年 2 回（第 1 回 6 月 26 日、第 2 回 未定（12 月頃））

(3) 委託先

公益社団法人 愛知県医師会

3 都道府県主催の研修会の開催について

(1) 概要

地域医療構想の進め方について、各構想区域における地域医療構想推進委員会の委員長や委員、事務局を含む関係者間の認識を共有する観点から、研修会を開催する。

(2) 開催回数

年 2 回（第 1 回 名古屋地区 8 月 3 日 尾張地区 9 月 21 日 三河地区 9 月 28 日、第 2 回 未定）

(3) 委託先

公益社団法人 愛知県医師会